



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

令和8年度上半期 協会員に対する監査結果

令和8年10月21日
日本証券業協会

1. 令和8年度上半期の協会員に対する監査結果について

(1) 実施状況(監査着手ベース)

- 協会員 37先(会員 22社、特別会員 15機関)に対し監査を実施
- 上記の監査において、金融商品仲介業者6先に対し実地検証を実施

(2) 監査結果(通知書交付ベース)

① 監査結果通知先

- 協会員 31先(会員 18社、特別会員 13機関)
うち 9先(会員 8社、特別会員 1機関)に対して、文書により指摘事項を通知

② 主な指摘事項

- 法令違反、諸規則違反及び業務運営・内部管理態勢の不備
(会 員) 業務運営・内部管理態勢が不十分な状況
- 諸規則違反
(会 員) 金融商品仲介業者が行う広告等について審査を行っていない状況

2. 会員に対する監査の実施状況

実 施 状 況	令和8年度 上半期	【参考】令和7年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	22社	24社	22社
うち取引所との合同検査	8社	10社	10社
うち協会の単独監査	14社	14社	12社
② 1先当たりの監査人員	3～11人	3～12人	3～11人

3. 会員に対する監査結果通知状況

(1) 会員に対する監査結果の通知状況

監査結果通知状況	令和8年度 上半期	【参考】令和7年度	
		上半期	下半期
結果通知先数	18社	19社	28社
(うち文書により指摘事項を通知した先)	22件 (8社)	13件 (7社)	45件 (11社)

3. 会員に対する監査結果通知状況

(2) 会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和8年度 上半期	【参考】令和7年度	
		上半期	下半期
法令違反の指摘件数	7件 (4社)	5件 (4社)	8件 (4社)
① 最良執行方針に係る不備	2件	—	—
② 自己資本規制比率の算出誤り	1件	—	1件
③ 特別の利益の提供	1件	—	—
④ 注文伝票における自己・委託の記載誤り	1件	—	—
⑤ 約定訂正に係る事故報告書の未提出等	1件	—	—
⑥ 純財産額が資本金の額に満たなくなった場合の当局等への未届出	1件	—	—
○ その他	—	5件	7件

3. 会員に対する監査結果通知状況

(3) 会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和8年度 上半期	【参考】令和7年度	
		上半期	下半期
諸規則違反の指摘件数	5件 (4社)	4件 (3社)	12件 (5社)
① 法人関係情報等の管理不備	1件	—	—
② 金融商品仲介業者が行う広告等について審査を行っていない状況	1件	—	—
③ 売買管理態勢が不十分な状況	1件	—	—
④ 内部者登録カードの整備が不十分な状況	1件	—	—
⑤ J-IRISSへの照合未実施	1件	—	2件
○ その他	—	4件	10件

3. 会員に対する監査結果通知状況

(4) 会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘事項の内容と件数

監査結果通知の内容	令和8年度 上半期	【参考】令和7年度	
		上半期	下半期
業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	10件 (3社)	4件 (2社)	25件 (9社)
① システムリスク管理態勢が不十分な状況	2件	1件	10件
② 個人情報保護の管理態勢が不十分な状況	1件	1件	4件
③ マネー・ローンダリングガイドライン対応等が不十分な状況	1件	—	2件
④ 委託先の監督等に係る不備	1件	—	—
⑤ サイバーセキュリティ攻撃を想定したコンティンジェンシープランが不十分な状況	1件	—	—
⑥ 事業継続計画の整備が不十分な状況	1件	—	—
⑦ 合理的根拠適合性の検証が不十分な状況	1件	—	—
⑧ 苦情処理の管理が不十分な状況	1件	—	—
⑨ 事故処理に係る社内管理態勢の不備	1件	—	—
○ その他	—	2件	9件

4. 特別会員に対する監査の実施状況

実 施 状 況	令和8年度 上半期	【参考】令和7年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	15機関	16機関	14機関
② 1先当たりの監査人員	2～7人	2～5人	2～6人

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(1) 特別会員に対する監査結果の通知状況

監査結果通知状況	令和8年度 上半期	【参考】令和7年度	
		上半期	下半期
結果通知先数	13機関	16機関	12機関
(うち文書により指摘事項を通知した先)	2件 (1機関)	1件 (1機関)	—

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(2) 特別会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和8年度 上半期	【参考】令和7年度	
		上半期	下半期
法令違反の指摘件数	1件 (1機関)	—	—
不適切な事故処理及び事故報告書の未提出	1件	—	—

(3) 特別会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和8年度 上半期	【参考】令和7年度	
		上半期	下半期
諸規則違反の指摘件数	1件 (1機関)	—	—
役職員による上場有価証券等の売買等に係る管理の不備	1件	—	—

(4) 特別会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘事項の内容と件数

監査結果通知の内容	令和8年度 上半期	【参考】令和7年度	
		上半期	下半期
業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	—	1件 (1機関)	—

(1) 法令違反、諸規則違反及び業務運営・内部管理態勢の不備

○ 業務運営・内部管理態勢が不十分な状況【会員】

当社は、事業内容を大幅に転換するとともに、役職員の刷新を図り、業務を運営しているところ、取扱商品・サービスの拡充などを進める一方でそれに対応した内部管理態勢の整備が進んでいないため、以下のとおり、多岐にわたる不備が認められた。

① 法令違反

- ・注文伝票における自己・委託の記載誤り（金商法46条の2、業府令158条1項1号）
- ・約定訂正に係る事故報告書の未提出（業府令119条3項）
- ・自己資本規制比率の算出誤り（金商法46条の6第1項）
- ・純財産額が資本金の額に満たなくなった場合の当局等への未届出（金商法50条1項、業府令199条11号ロ）

② 諸規則違反

- ・売買管理態勢が不十分な状況（不公正取引規則4条2項、同条3項、5条1項1号、4条4項）
- ・内部者登録カードの整備が不十分な状況（投資勧誘規則15条1項）

③ 業務運営・内部管理態勢の不備

- ・合理的根拠適合性の検証が不十分な状況
- ・システムリスク管理態勢が不十分な状況
- ・マネー・ローンダリングガイドライン対応等が不十分な状況
- ・苦情処理の管理が不十分な状況
- ・事故処理に係る社内管理態勢の不備
- ・個人情報保護の管理態勢が不十分な状況

※本頁において、法令、本協会規則は次のとおり略している。

- ・金商法…「金融商品取引法」
- ・業府令…「金融商品取引業等に関する内閣府令」
- ・投資勧誘規則…「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」
- ・不公正取引規則…「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」

6. 主な指摘事項の内容

【参 考】

○ 業務運営・内部管理態勢が不十分な状況【会員】

背景・経緯



事業内容の
大幅な転換



役職員の
刷新



取引商品・
サービスの拡充等
を推進



それに対応した
内部管理態勢の整備が
進んでいない



以下のとおり、法令、諸規則、業務運営・内部管理態勢の各分野において多岐にわたる不備が認められた。

①法令違反



- 注文伝票における自己・委託の記載誤り
- 約定訂正に係る事故報告書の未提出
- 自己資本規制比率の算出誤り
- 純財産額が資本金の額に満たなくなった場合の当局等への未届出



②諸規則違反



- 売買管理態勢が不十分な状況



- 内部者登録カードの整備が不十分な状況

③業務運営・内部管理態勢の不備



- 合理的根拠適合性の検証が不十分な状況



- システムリスク管理態勢が不十分な状況



- マネー・ローンダリングガイドライン対応等が不十分な状況



- 苦情処理の管理が不十分な状況



- 事故処理に係る社内管理態勢の不備



- 個人情報保護の管理態勢が不十分な状況

(2) 諸規則違反

○ 金融商品仲介業者が行う広告等について審査を行っていない状況【会員】

A社の委託先金融商品仲介業者であるB仲介業者の代表取締役C氏は、動画共有サービスにおいて継続的に動画を配信していた。

A社は、当該動画をC氏個人による情報発信であり、また、当該動画では投資に関する一般的な考え方を述べていてA社が取り扱う金融商品等を紹介していないことから、金融商品仲介業に係る広告等には該当しないとして広告審査を実施していなかった。

しかしながら、当該動画では、概要欄に「本動画はB仲介業者が制作したもの」との記載やB仲介業者の会社情報、問い合わせ先及び顧客をA社の口座開設及び取引へ誘導することを目的として運用しているB仲介業者のメッセージアプリ公式アカウントへのリンクが掲載されていた。

このため、当該動画はB仲介業者が行う金融商品仲介業に係る広告等の表示に該当すると認められるにもかかわらず、A社は広告審査を実施しておらず、協会規則「金融商品仲介業者に関する規則」13条1項に違反するものと認められた。

6. 主な指摘事項の内容

【参考】

○ 金融商品仲介業者が行う広告等について審査を行っていない状況【会員】

A社の認識(広告には該当しないと判断)

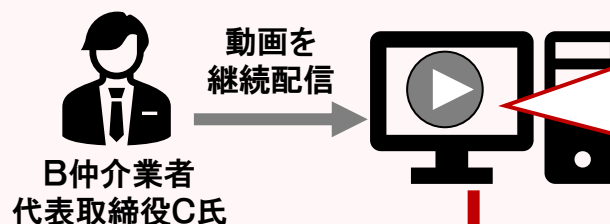


- ✓ C氏個人による情報発信
- ✓ 投資に関する一般的な考え方等を述べるもので、A社が取り扱う金融商品等の紹介はなし

広告には該当しない

広告審査は不要

実際の状況(広告に該当)



概要欄の記載内容

- 「本動画はB仲介業者が制作したもの」
- B仲介業者の会社情報、問い合わせ先
- 公式アカウントへのリンク(メッセージアプリ)

B仲介業者のメッセージアプリ公式アカウント



顧客のA社における
口座開設・取引を促進

A社



口座開設・取引

金融商品仲介業に係る広告に該当
→ 広告審査が必要



A社は広告審査を実施しておらず、
協会規則「金融商品仲介業者に関する規則」第13条第1項に違反